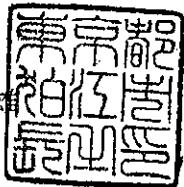


狛江市公示第 383号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、特定空家等の所有者に対し、下記のとおり必要な措置をとることを命じたので、同条第 13 項及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成 27 年総務省、国土交通省令第 1 号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 6 年 12 月 17 日

狛江市長 松原 俊雄



記

1 対象となる特定空家等

所在地 狛江市岩戸南三丁目 538 番地 2
用 途 住宅

2 命じた措置の内容

- (1) 土台・柱・外壁が破損しているため、家屋が倒壊しないように補強等の対応をしてください。
- (2) ブロック塀がひび割れしているため、倒壊しないように補強・撤去等の対応をしてください。
- (3) 立木の繁茂・近隣への竹や葉等の散らばりを解消できるよう対応をしてください。
- (4) 敷地内に放置されているごみを全て処分してください。
- (5) 住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民へ悪影響のおそれがあるため、対応してください。

3 命じた措置をとる期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）

4 命じた理由

- (1) 土台・柱・外壁の破損、ひび割れたブロック塀の状態がそのまま放置されると倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるため。
- (2) 立木の適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているため。
- (3) ごみが放置され、著しく衛生上有害となるおそれがあるため。
- (4) 住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため。

5 命令に関する責任者

狛江市都市建設部まちづくり推進課長